

高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県 DMV 導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、阿佐東線及びそれに接続する区間において、新たな車両であるデュアル・モード・ビークル（以下「DMV」という。）の導入を図り、もって鉄道利用者数の増加、観光振興を始めとする地域活性化等を実現するため、阿佐海岸鉄道株式会社（以下「補助事業者」という。）が行う DMV の導入事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象経費は鉄道工事、道路工事、付帯工事、車両等の購入及び改造、用地補償並びに調査設計に要する経費とし、補助金額は補助対象経費に10分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、駅舎改築のために要する経費に対する補助金額は、補助対象経費に10分の2を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式による交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 本県において県税の滞納があるとき。
- (2) 別表に掲げるいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めて、別記第3号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(補助金の概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の変更等の申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第5号様式による交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の配分の変更（それぞれの配分額の30パーセント以内の変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 補助事業の期間を延長しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容の変更をしようとするとき（軽微な変更を除く。）。

(補助金の交付の決定の変更)

第10条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第6号様式による交付決定変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定の変更の際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある

ことにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく次条若しくは第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は第17条の規定による調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。
- (4) 補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が不適當であると認めるとき。

(状況報告及び繰越の申請)

第14条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、別記第7号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を年度を超えて実施する必要がある場合は、別記第7号様式の2による繰越申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第8号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第1項の完了実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、

第1項の完了実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び補助金の交付）

第16条 知事は、前条第1項の規定により完了実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第11号様式による補助金の額の確定通知書により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により年度終了実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第11号様式による補助金の額の確定通知書により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金の交付決定額（第9条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

（補助事業の調査等）

第17条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な検査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく検査の実施に当たっては、当該補助事業者は、この検査に応じなければならない。

（取得財産等の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次条において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第19条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等とする。

2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するとき（次項において「財産処分制限期間」という。）までは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業に関する帳簿書類の備付け)

第20条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(公共工事の品質確保及びグリーン購入の促進)

第21条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第22条 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月25日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和4年5月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条、第15条第4項、第18条から第20条まで及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

別表（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称
生年月日

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金交付申請書

高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金交付申請額 (内訳書)

(単位：円)

内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費		補助率	補助金額
			金額		
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
		合計			

添付書類

- 1 補助対象経費に係る見積書、図面、位置図等
- 2 県以外に補助金の交付の申請をしている場合は、その内訳が分かる書類
- 3 本県において県税の滞納がないことを証明する書類（発行から3ヶ月以内のもの）又は本県において県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書
- 4 1から3までに掲げる書類のほか、参考となる書類

第2号様式（第5条関係）

高知県指令 第 号

補助事業者名 様

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請がありました令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金については、下記の条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、別紙のとおりとします。
- 2 補助事業に係る手続については、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金交付決定額（内訳書）

（単位：円）

内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費		補助率	補助金額
			金額		
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
		合計			

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業指令前着手届

令和 年度高知県 DMV 導入事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したので、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指令前着手する事業名
- 2 事業実施場所
- 3 事業実施主体名
- 4 事業の内容
- 5 事業費
- 6 着手予定年月日
- 7 完了予定年月日
- 8 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合に、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

第4号様式（第8条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円也

上記のとおり令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金（交付決定通知番号第 号）を概算交付されるよう、請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既 交 付 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

第5号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 変更交付申請額 円
(交付決定済額 円)

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金交付変更申請額（内訳書）

（単位：円）

内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費		補助率	補助金額
			金額		
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
		合計			

記入上の注意

変更する部分を上段に括弧書きで記入してください。

添付書類

- 1 補助対象経費に係る見積書、図面、位置図等
- 2 県以外に補助金の交付の申請をしている場合は、その内訳が分かる書類
- 3 1及び2に掲げる書類のほか、参考となる書類

第6号様式（第10条関係）

高知県指令 第 号

補助事業者名 様

補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号で変更の申請がありました令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金については、下記の条件により交付決定額を金 円に変更しましたので、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、別紙のとおりとします。
- 2 補助事業に係る手続については、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金変更後交付決定額（内訳書）

（単位：円）

内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費		補助率	補助金額
			金額		
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
	着手 完了	工事費 事務費 計			
		合計			

第7号様式（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知
がありました事業の実施状況について、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第14条第1
項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業実施状況表（内訳書）

（単位：円）

内容	補助対象経費		交付決定額	実施額	進捗率 (%)	備考
		金額				
	工事費 事務費 計					
	工事費 事務費 計					
	工事費 事務費 計					
	合計					

添付書類

- 1 補助事業の実施状況を明らかにした書類
- 2 1に掲げる書類のほか、参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業繰越申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業につきまして、別紙理由書に記載した理由により年度内の完了が困難になりましたので、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、繰越を申請します。

記

- 1 事業完了予定年月日
- 2 変更後の完了予定年月日
- 3 理由書（別紙のとおり）
- 4 工程表（別紙のとおり）

第8号様式（第15条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知
がありました事業の完了実績について、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第15条第1
項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業完了実績表

(単位：円)

内容	補助対象経費		交付決定額	実施額	年度終了実績報告による交付済額	補助金未受領額	備考
		金額					
	工事費 事務費 計						
	工事費 事務費 計						
	工事費 事務費 計						
	合計						

添付書類

- 1 補助事業の完了を確認することができる書類
- 2 補助対象経費の支払状況を明らかにした書類
- 3 1及び2に掲げる書類のほか、参考となる書類

第9号様式（第15条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知
がありました事業の年度終了実績について、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第15条
第2項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

別紙

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金補助事業年度終了実績表

(単位：円)

内容	補助対象経費		交付決定額	実施額	進捗率 (%)	備考
		金額				
	工事費 事務費 計					
	工事費 事務費 計					
	工事費 事務費 計					
	合計					

添付書類

- 1 補助事業の実施状況を明らかにした書類
- 2 完了した事業については、完了を確認することができる書類
- 2 1及び2に掲げる書類のほか、参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で (変更) 交付の決定通知がありました補助金について、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

(円)

高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)	
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 (A)	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (B)	
補助金返還相当額 (B - A)	

(注) 参考となる資料を添えてください。

第 11 号様式（第 16 条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助事業者名 様

高知県知事

令和 年度高知県 DMV 導入事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告（年度終了実績報告）がありました補助金（年度終了実績報告により交付すべき補助金）については、高知県 DMV 導入事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項（第 2 項）の規定により、下記のとおり確定しましたので、通知します。

記

補助金（年度終了実績報告により交付すべき補助金）の額の確定額 金 円
（補助事業完了実績報告の場合にあつては、うち確定済み額 金 円）